

## 四輪アライメントテスタ利用について

教育実習棟に新設の四輪アライメントテスタ及びリフトについては教育機材のみならず組合員皆様にも有効利用頂くため、「四輪アライメント講習」受講済み組合員を対象に1月5日より有償で貸出しています。

四輪アライメントテスタ利用を希望される際は、利用要領を十分ご確認の上、お申し込み下さい。

なお、上記講習を未受講な方は、本会報15ページ「四輪アライメント講習」を必ず受講されますようお願いします。



## 「四輪アライメント・テスタ」 利用要領

1. 利用は山梨県自動車整備商工組合の組合員とする。
2. (一社)山梨県自動車整備振興会が実施する「四輪アライメント講習」受講修了者に対し、1台に限り半日単位で「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」を有償にて利用できる。 【 金額及び利用時間は別紙 】
3. 「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の利用は、振興会技術講習等を最優先とする。  
また、組合員の利用日は、振興会技術講習等を行わない日とし、テスタ操作の精通した職員が立ち会うため、商工組合休日の土、日、祝日、年末年始休暇中の利用はできない。 【 必ず事前に電話などで利用確認を取り、仮予約する 】
4. 利用する車両のデータについては、利用車両がインストールされているかを確認するため、予約時に利用申込書及び借用書の車両情報に必要事項を記入しFAXにて申し込む事。
5. 利用については、「四輪アライメント講習」受講済み者を対象とし、職員は利用日に立会い助言はするが、調整作業等の一切については利用者が行う事とする。
6. 利用時間を過ぎて引き続き利用を延長希望する場合は、その後の時間に利用予定がない場合に限り利用できるが、16:00以降の利用は出来ないので翌日となる。この場合も利用予定がない場合に限り利用できるが、事前予約者が優先されるため事前予約がある場合は、利用カレンダーから別の都合の良い日を選択し予約する事。 【 金額及び利用時間は別紙 】
7. 測定を行い調整のため車両を搬出し再入庫し利用する場合は、時間内であれば良いが時間延長となる利用の時は、上記6.と同様とする。 【 金額及び利用時間は別紙 】
8. 「四輪アライメント講習」未受講者が「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の利用を希望する場合は、教育課職員が別途有償で3時間の講習を行いながら実施する事で可能とする。ただし、測定により調整が可能な部分までとし、分解等を含む調整、整備に関しては事業所にて実施する事 【 金額及び利用時間は別紙 】
9. 不正改造車等、保安基準に適合しない車両については、利用できないので保安基準に適合させてからの利用とする。  
【 明らかに公道を走行しない車両等は、『確約書』を事前に受取り、必要事項を記入し提出する事で利用可とする 】
10. 作業する車両については、測定調整を容易にするため、必要となる部分のボルト、ナットは事前に一度緩めて再度締め直すことを実施しておく事。 【 実習場では、固着したボルト・ナットを緩めるためのバーナー等の使用は一切不可 】
11. 異常摩耗を起こしたタイヤのままでは測定が出来ないので、異常摩耗を起こしていないタイヤに交換してから測定に望む事。
12. 調整作業に係る工具等については、作業者が用意し持ち込む事とし、講習所の工具等の貸出しは一切行わない。
13. 作業中安全には十分気を付け、怪我、事故等起こさないよう「安全第一」とする。  
なお、職員は作業中の怪我、事故等についての初期対応としての救急処置、救急車の手配、事業場への連絡は行うが、それ以降の傷病処置その他関係機関への連絡、報告等については事業場の責任とする。
14. 利用に関して、「四輪アライメント講習」の注意事項を十分留意し、「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の装置を損傷、故障させない事とするが、万が一機器に不具合が生じた場合には、職員及びテスタ利用者と共に立会い確認し、不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が負担とする。

## 利用料金及び利用時間

\* **四輪アライメント講習 受講済みの方** 【利用者を受講修了者名簿より確認させて頂きます】

- ◇利用車両台数 1台に限る
- ◇利 用 時 間 9：00～12：00又は、13：00～16：00  
いずれか半日 3時間 (車両搬入から搬出に係る時間とする)
- ◇利 用 料 金 3,000円 (税別)
- ◇立 会 者 四輪アライメントテスタ操作に精通した職員 1名

\* **利用時間の延長** 【3時間の利用時間を超えて利用を希望する場合 プラス 3,000円】

車両台数、利用時間、利用料金、立会者については、上記受講済み利用と同じ。  
また、利用要領の『6.』を十分承知する事。

\* **同一車両の再測定** 【一度測定したが、調整のため一度退出し、別時間、別日に再測定する場合 プラス 3,000円】  
(利用 3時間の内であれば退出、再入庫、再測定は可能)

車両台数、利用時間、利用料金、立会者については、上記受講済み利用と同じ。  
また、利用要領の『7.』を十分承知する事

\* **四輪アライメント講習 未受講者の方** 【使用方法の講習を行いながら測定を実施】  
(次回からは講習受講済み者として扱う)

- ◇利用車両台数 1台に限る (講習者持込の車両)
- ◇講 習 時 間 9：00～12：00又は、13：00～16：00  
いずれか半日 3時間 (車両搬入から搬出に係る時間とする)
- ◇講 習 内 容 四輪アライメントテスタ使用方法に関する講習及び測定、調整  
ただし、測定により調整が可能な部分までとし、分解等を含む調整、整備に関しては事業所にて実施する事。
- ◇講 習 料 金 10,000円 (税別)
- ◇講 習 実施者 教育課職員

**四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書**  
**山梨県自動車整備商工組合 御中**

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日 午前 · 午後	支部名	支 部
認証番号	8 -	事業場名	(印)
使用者		T E L	( )

**車両情報**

車両メーカー名		車 名	
初年度登録年月	年 月	型 式	
車台番号		エンジン型式	
グレード		車両データ	有 · 無 事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
平成 年 ／		平成 年 ／ 午前・午後	平成 年 ／			

**「四輪アライメント・テスタ」利用要領**

1. 利用は山梨県自動車整備商工組合の組合員とする。

2. (一社)山梨県自動車整備振興会が実施する「四輪アライメント講習」受講修了者に対し、1台に限り半日単位で「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」を有償にて利用できる。  
【 金額及び利用時間は別紙 】

3. 「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の利用は、振興会技術講習等を最優先とする。

また、組合員の利用日は、振興会技術講習等を行わない日とし、テスタ操作の精通した職員が立ち会うため、商工組合休日の土、日、祝日、年末年始休暇中の利用はできない。

【 必ず事前に電話などで利用確認を取り、仮予約する 】

4. 利用する車両のデータについては、利用車両がインストールされているかを確認するため、予約時に利用申込書及び借用書の車両情報に必要事項を記入しFAXにて申し込む事。

5. 利用については、「四輪アライメント講習」受講済み者を対象とし、職員は利用日に立会い助言はするが、調整作業等の一切については利用者が行う事とする。

6. 利用時間を過ぎて引き続き利用を延長希望する場合は、その後の時間に利用予定がない場合に限り利用できるが、16:00以降の利用は出来ないので翌日となる。この場合も利用予定がない場合に限り利用できるが、事前予約者が優先されるため利用予約がある場合は、利用カレンダーから都合の良い日を選択し予約する事。  
【 金額及び利用時間は別紙 】

7. 測定を行い調整のため車両を搬出し再入庫し利用する場合は、時間内であれば良いが時間延長となる利用の時は、上記 6. と同様とする。  
【 金額及び利用時間は別紙 】

8. 「四輪アライメント講習」未受講者が「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の利用を希望する場合は、教育課職員が別途有償で3時間の講習を行いながら実施する事で可能とする。ただし、測定により調整が可能な部分までとし、分解等を含む調整、整備に関しては事業所にて実施する事。  
【 金額及び利用時間は別紙 】

9. 不正改造車等、保安基準に適合しない車両については、利用できないので保安基準に適合させてからの利用とする。

【 明らかに公道を走行しない車両等は、『確約書』を事前に受取り、必要事項を記入し提出する事で利用可とする 】

10. 作業する車両については、測定調整を容易にするため、必要となる部分のボルト、ナットは事前に一度緩めて再度締め直すことを実施しておく事。

【 実習場では、固定したボルト・ナットを緩めるためのバーナー等の使用は一切不可 】

11. 異常摩耗を起こしたタイヤのままでは測定が出来ないので、異常摩耗を起こしていないタイヤに交換してから測定に望む事。

12. 調整作業に係る工具等については、作業者が用意し持ち込む事とし、講習所の工具等の貸出は一切行わない。

13. 作業中安全には十分気を付け、怪我、事故等起こさないよう「安全第一」とする。なお、職員は作業中の怪我、事故等についての初期対応としての救急処置、救急車の手配、事業場への連絡は行うが、それ以降の傷病処置その他関係機関への連絡、報告等については事業場の責任とする。

14. 利用に関して、「四輪アライメント講習」の注意事項を十分留意し、「専用リフト及びアライメント・テスタ並びに付属機器等」の装置を損傷、故障させない事とするが、万が一機器に不具合が生じた場合には、職員及びテスタ利用者と共に立会い確認し、不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が負担とする。